

## 大津市と公立大学法人滋賀県立大学との包括連携に関する協定書

大津市（以下「甲」という。）と公立大学法人滋賀県立大学（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域社会に貢献するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲および乙のそれぞれが有する人的・物的資源等を有効に活用し、連携・協力して、持続可能な地域づくり、人材の育成、および地方創生に資する取り組みを行い、地域社会に貢献することを目的とする。

### （協力事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業について連携・協力するものとする。

- （1）SDGsの普及・実践に関する事業
- （2）環境保全に関する事業
- （3）産業の振興および県内雇用の推進に関する事業
- （4）人材の育成に関する事業
- （5）地域の活性化に関する事業
- （6）文化の振興に関する事業
- （7）学校教育および生涯学習に関する事業
- （8）その他甲および乙が協議し、必要と認める事業

### （協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1ヵ月前までに、いずれかから書面による改定の申し入れがない場合は、さらに1年間更新する。

### （守秘義務）

第4条 甲および乙は、本協定の実施を通じて知りえた相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中および有効期間満了後を問わず、第三者に開示し、または漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾をえた場合は、この限りではない。

### （疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項または本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年1月16日

甲 滋賀県大津市御陵町3番1号

大津市長 越 直美

乙 滋賀県彦根市八坂町2500番地

公立大学法人 滋賀県立大学

理事長 廣川 能嗣